
規 則

高知県特定水産資源の採捕の停止等に関する規則をここに公布する。

令和2年12月 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県特定水産資源の採捕の停止等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の採捕の停止その他特定水産資源の採捕に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止等)

第2条 知事が法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度（法第11条第2項第3号に規定する管理年度をいう。）の末日（当該告示において期間が定められた場合にあっては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
(高知県特定海洋生物資源の採捕の停止等に関する規則の廃止)

2 高知県特定海洋生物資源の採捕の停止等に関する規則（平成30年高知県規則第51号）は、廃止する。
(高知県特定海洋生物資源の採捕の停止等に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の高知県特定海洋生物資源の採捕の停止等に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定により同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。